

主任介護支援専門員の資格更新にかかる流れ

介護支援専門員登録、介護支援専門員証交付

介護支援専門員として従事

介護支援専門員専門・更新研修Ⅰ（56時間）及び専門・更新研修Ⅱ（32時間）を修了している

◆次のいずれかに該当

- ① 専任の介護支援専門員として通算5年以上従事している
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として3年以上従事している
- ③ 現に地域包括支援センターに配置されている「主任介護支援専門員に準ずる者」
- ④ 介護支援専門員として通算5年以上従事（兼務の期間を含む）し、次のいずれかの要件に該当
 - ア 山梨県が実施する介護支援専門員研修において、講師又はファシリテーターの経験がある
 - イ 兼務の内容が、地域包括支援センターにおいて、居宅サービス計画の指導等に関わっている

主任介護支援専門員研修（計70時間）

※主任介護支援専門員研修修了証明書発行（有効期間5年）

主任介護支援専門員として従事 <※>

介護支援専門員証の有効期間

有効期間内

主任介護支援専門員更新研修修了前に満了

すでに満了

専門・更新研修（Ⅱ）・証の有効期間更新交付

再研修・証の有効期間更新交付

修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了

◆次のいずれかに該当

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議の運営、ケアマネジメントに関する指導の経験がある
- ⑥ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有し、都道府県が適当と認める者

主任介護支援専門員更新研修（計46時間）

※主任介護支援専門員更新研修修了証明書発行（有効期間5年）

介護支援専門員証 有効期間の更新申請・更新 <※> へ

いずれも該当なし

主任介護支援専門員の資格失効

再度、主任介護支援専門員の資格を取得

特記事項

※ 原則として、登録都道府県での受講となります。

※ 主任介護支援専門員更新研修を受講した者は、更新研修（専門・更新研修Ⅱ、更新研修【未経験者向け】）を受けたものとみなされます。（主任介護支援専門員研修は更新ができる研修ではありません。）

※ 主任介護支援専門員更新研修は、介護支援専門員証を失効した方は対象外です。

※ 主任介護支援専門員更新研修を受ける前に、介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、先に介護支援専門員の更新研修を受講して、証の有効期間を更新する必要があります。

※ 主任介護支援専門員の有効期間満了により資格を失効した場合で、再度、主任介護支援専門員の資格を取得するには、直近に更新研修（Ⅱ）を修了している必要があります。